

平成 30 年 3 月 19 日（月）
午後 4 時から午後 6 時まで
第 3 庁舎 1 5 階第 1、2、3 会議室

平成 2 9 年度第 3 回川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会

- 1 開会あいさつ（福田市長）
- 2 川崎市からの取組説明
 - ・地域包括ケアシステム構築への取組
 - ・災害時地域保健医療の考え方について
- 3 区と地域活動の連携について
 - ・市営宮内住宅での高齢者見守り活動と大戸地区のワークショップの取組について（市営宮内住宅、中原区）
- 4 各会員からの報告
 - ・川崎市社会福祉協議会 上野会員
 - ・川崎市看護協会 須藤会員
 - ・川崎市医師会 関口会員
 - ・上布田つどいの家 谷会員
 - ・川崎市介護支援専門員連絡会 中馬会員
- 5 その他
- 6 閉会あいさつ（伊藤副市長）

【事務局連絡先】

FAX 044-200-3926

Mail 40keasui@city.kawasaki.jp

【今後の予定】

平成 30 年度第 1 回連絡協議会 8 月開催予定

【川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会 名簿】

(50音順 敬称略)

	氏名	所属団体等	役職等	備考
1	青木 一	川崎市障害福祉施設事業協会	常務理事	
2	新井 健之	よみうりランドケアセンター	施設長	
3	上野 葉子	川崎市社会福祉協議会	常務理事	
4	柿沼 矩子	川崎市認知症ネットワーク	代表	
5	黒岩 亮子	日本女子大学	准教授	
6	小泉 幸洋	川崎商工会議所	専務理事	
7	佐々木 元行	川崎市老人福祉施設事業協会	常務理事	
8	佐野 最一郎	川崎市福祉サービス協議会	会長	
9	島田 潤二	川崎市全町内会連合会	会長	
10	霜越 儀一	川崎市青少年指導員連絡協議会	会長	
11	須藤 みちよ	川崎市看護協会	在宅医療サポートセンター コーディネーター	
12	関口 博仁	川崎市医師会	副会長	
13	田中 滋	慶應義塾大学	名誉教授	座長
14	谷 大樹	上布田つどいの家	ハウス長	
15	中馬 三和子	川崎市介護支援専門員連絡会	会長	
16	中澤 伸	川崎聖風福祉会	事業推進部長	
17	邊見 仁	川崎市病院協会	副会長	
18	星川 美代子	川崎市民生委員児童委員協議会	常任理事	
19	松山 知明	川崎市歯科医師会	専務理事	
20	矢崎 剛	セブン-イレブン・ジャパン	神奈川ゾーン 総務担当マネジャー	
21	山本 勇樹	川崎市PTA連絡協議会	副会長	
22	渡辺 陸子	川崎市薬剤師会	理事	

川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、川崎市における地域包括ケアシステム構築の推進を図るため、自由に検討・協議するための場を設置することにより、川崎市における多様な主体が「顔の見える関係」を構築し、主体的な連携の仕組みづくりを進めることを目的とする。

(構成)

第3条 本会の会員は、前条の目的に賛同する次の者をもって構成する。

(1) 学識者

(2) 川崎市医師会、川崎市病院協会、川崎市歯科医師会、川崎市看護協会、川崎市薬剤師会に所属する医療関係者

(3) 川崎市社会福祉協議会、川崎市民生委員児童委員協議会に所属する福祉関係者

(4) 川崎市全町内会連合会の会員

(5) 川崎市で事業を展開する地域見守りネットワーク事業者

(6) 川崎市で事業を展開する高齢者関係サービス事業者

(7) 川崎市で事業を展開する障害者関係サービス事業者

(8) 川崎商工会議所に所属する経済界関係者

(9) 川崎市内で地域包括ケアシステムの構築に向けた活動を推進している市民

(10) 川崎市職員

2 前項の規定に関わらず、前条の目的を達成するため、本会が必要と認める者については、本会に参加し、又は会議の運営を支援することができる。

(会議の運営)

第4条 本会は、会員相互の協力により運営することを基本とする。

2 本会を円滑に運営するため、会員の中から座長を一人置く。

3 本会において、第2条の目的を達成するため検討する事項は、会員相互の意見を尊重し、座長がこれを調整する。

4 座長は、検討する事項を勘案し会員の互選により選出する。

(事務局)

第5条 本会の事務を処理するため、川崎市に事務局を設置する。

附 則

この会則は、平成27年5月13日から施行する。